

令和5年 第2回

定 例

教育委員会 会議録

曾於市教育委員会

令和5年 第2回定例教育委員会

日 時	令和5年2月13日（月） 9時30分～14時20分
場 所	曾於市役所 3階 第1委員会室
出席者	<p>委員5名・事務局5名 計10名</p> <p>出席委員 中 村 涼 一 教育長 川 畑 和 徳 委 員 米 澤 敬 昭 委 員 長 野 かおり 委 員 地主園 栄美子 委 員</p> <p>事務局 鶴 田 洋 一 教育総務課長 平 千 力 学校教育課長 竹 下 伸 一 生涯学習課長 田之上 宏 一 教育総務課長補佐兼総務係長 隅 元 悠 里 教育総務課総務係主事</p>
会 順	審 議 の 結 果 等
1 開 会	<p>◎ 教育長 ただいまから令和5年第2回定例教育委員会を開会します。 全員出席でございます。これから本日の会議を開きます。</p>
2 前回の会議録承認	<p>◎ 教育長 令和5年教育委員会第1回の会議録の承認について、議事録に異議はございませんか？</p> <p>◎ 委員全員 （異議なし）</p>
3 委員及び教育長からの報告	<p>◎ 教育長 それでは、各委員からの報告に入ります。</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 川畑委員 1月15日 健康づくり駅伝大会 2月4日 教育委員会と語る会（市P連主催） 2月5日 女性大会</p> <p>◎ 米澤委員 1月15日 健康づくり駅伝大会 2月4日 教育委員会と語る会（市P連主催） 2月5日 女性大会 2月11日 大隅南地区農業まつり</p> <p>◎ 長野委員 1月15日 健康づくり駅伝大会 2月4日 教育委員会と語る会（市P連主催） 2月5日 女性大会</p> <p>◎ 地主園委員 1月15日 健康づくり駅伝大会 2月4日 教育委員会と語る会（市P連主催） 2月5日 女性大会</p> <p>◎ 教育長 （動静配布） 配布しました動静報告のとおりでございます。</p>
<p>4 議事 (1) 議案第1号 曾於市教育センター規則の制定について</p>	<p>◎ 教育長 議案第1号曾於市教育センター規則の制定について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 学校教育課長 議案第1号曾於市教育センター規則の制定について、を説明します。 （資料により説明）</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第1号曾於市教育センター規則の制定について、質疑はございませんか？</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 川畑委員 研究員を選ぶ基準は？ 予算は新規計上か？これまでの予算をまとめるのか？ 授業を配信して、市内一斉にオンライン研修をしてみ てはどうか？</p> <p>◎ 学校教育課長 研究員については、研究をリードしてほしい教員，曾 於市に赴任して1・2年の若手教員を考えている。 予算は既存の予算をまとめている。 オンライン研修も含めて研究員の中で話をして計画し ていきたい。</p> <p>◎ 米澤委員 規則の中に研究員の謝金に係る記載は無くて良いか？</p> <p>◎ 学校教育課長 検討します。</p> <p>◎ 長野委員 一般教員も巻き込む形ですか？</p> <p>◎ 学校教育課長 その通りです。</p> <p>◎ 教育長 他に質問はありませんでしょうか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>これから議案第1号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決する方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第1号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(2) 議案第2号 曾於市スクールカウンセラーに関する要綱の制定について</p>	<p>◎ 教育長 議案第2号曾於市スクールカウンセラーに関する要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 学校教育課長 議案第2号曾於市スクールカウンセラーに関する要綱の制定について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第2号曾於市スクールカウンセラーに関する要綱の制定について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 米澤委員 県のカウンセラーの活用は？</p> <p>◎ 学校教育課長 県のカウンセラーもこれまで通り活用します。</p> <p>◎ 長野委員 年間勤務回数56回の学校への割り振りはどうなりますか？</p> <p>◎ 学校教育課長 各学校の状況に応じて割り振ります。</p> <p>◎ 教育長 他に質問はありませんでしょうか？</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第1号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決める方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第2号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(3) 議案第3号 曾於市部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について</p>	<p>◎ 教育長 議案第3号曾於市部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 学校教育課長 議案第3号曾於市部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第3号について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 長野委員 委員の部活動顧問は代表として1人ですか？</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 学校教育課長 曾於地区の中体連の会があり曾於市の中体連の代表を考えています。</p>
	<p>◎ 川畑委員 クラブチームの意見を聞くタイミングは？</p>
	<p>◎ 学校教育課長 まずは、市の方向性を決めてから、と考えている。</p>
	<p>◎ 米澤委員 協議結果の決定権は協議会と教育委員会のどちらか？ 協議会が検討した結果を教育委員会に報告して教育長のもとで決定するのではないのか？</p>
	<p>◎ 学校教育課長 条文に「成果の報告」という事で「協議会より成果を教育委員会に報告する。」といった趣旨を追加します。</p>
	<p>◎ 地主園委員 すでに外部コーチとして入っている方も委員として入りますか？</p>
	<p>◎ 学校教育課長 検討します。</p>
	<p>◎ 教育長 他に質問はありませんでしょうか？</p>
	<p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p>
	<p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p>
	<p>◎ 委員全員 (討論なし)</p>
	<p>◎ 教育長 討論なしと認めます。</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>これで討論を終結いたします。 これから議案第3号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案について、協議会の成果を教育委員会に報告するという条文を追加することを前提に賛成する方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第3号は一部修正の上、可決することに決しました。</p>
<p>(4) 議案第4号 曾於市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部改正について</p>	<p>◎ 教育長 議案第4号曾於市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部改正について事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 学校教育課長 議案第4号曾於市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部改正について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第4号について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 米澤委員 4月1日施行であれば、財部北小学校の改正も一緒にしたらどうですか？</p> <p>◎ 学校教育課長 「岩南小学校」を追加し「財部北小学校」を削除する。というように修正いたします。</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第4号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を修正の上可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第4号は原案を修正して可決することに決しました。</p>
<p>(5) 議案第5号 曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について</p>	<p>◎ 教育長 議案第5号曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 生涯学習課長 議案第5号曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第5号について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 長野委員 どういったものが保管されていますか？</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 生涯学習課長 8ミリフィルムや古いビデオテープ，DVD等があり，貴重な資料については残していきたい。</p> <p>◎ 米澤委員 視聴覚ライブラリィは法的に設置しなければならないのか？</p> <p>◎生涯学習課長 県の視聴覚の連盟があり，そこに全市町村加入をすることになっており，法令外負担金も支出している。 県から借りなければ，1回限りの視聴でも購入することとなり，加盟して借りた方がよいと考えている。 又，通常より長く借りられるというメリットもある。</p> <p>◎ 教育長 他に質疑はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第5号について採決いたします。 採決の方法については，曾於市教育委員会会議規則第24条に従い，挙手によって決めます。 本案を原案の通り決する方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 教育長 全員賛成により議案第5号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(6) 議案第6号 曾於市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部改正について</p>	<p>◎ 教育長 議案第6号曾於市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部改正について事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 生涯学習課長 議案第6号曾於市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部改正について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第6号について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 長野委員 他の団体は継続して活動しているが、弥五郎どんファンタジア実行委員会については、今回だけか？</p> <p>◎ 生涯学習課長 昨年も公演を行っているが、補助金は今回だけです。 昨年の公演が好評で、今回、県の文化ホールで公演を行うという事で広く広報にもなり提案した。</p> <p>◎ 教育長 他に質疑はございませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 長野委員 実績等が無い団体への補助金の支出は反対である</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 教育長 他に討論が無ければ，討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第6号について採決いたします。 採決の方法については，曾於市教育委員会会議規則第24条に従い，挙手によって決めます。 本案を原案の通り決める方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員 (挙手多数)</p> <p>◎ 教育長 賛成多数により議案第6号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(7) 議案第7号 曾於市社会教育施設・社会体育施設整備及び在り方検討委員会設置要綱の制定について</p>	<p>◎ 教育長 議案第7号曾於市社会教育施設・社会体育施設整備及び在り方検討委員会設置要綱の制定について事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 生涯学習課長 議案第7号曾於市社会教育施設・社会体育施設整備及び在り方検討委員会設置要綱の制定について，を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第7号について，質疑はございませんか？</p> <p>◎ 長野委員 沢山ある施設の見直しを行うための検討委員会と理解してよいか？ その中で，令和5年度は栄楽公園の多目的グラウンドを検討するということによいか？ 提案理由について，変更した方が良いのではないかと？</p> <p>◎ 生涯学習課長 いずれも，その通りです。 ただし，栄楽公園の施設の検討により，他の施設の検討も必要になってくる可能性は十分にあると考えている。</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>提案理由については、「曾於市社会教育施設・社会体育施設の有効な利活用及び在り方について、調査及び検討するため、」に訂正します。</p> <p>◎ 米澤委員 過半数の出席と出席者の過半数で可否が決まるという事であれば、委員10人では少ないのではないか？ 学識経験者を増やし、3分の2以上の出席にすると可否のハードルを上げるべきではないか？</p> <p>◎ 川畑委員 利害関係がある人を会の中に入れる事、地域のバランスをとる事が必要である。</p> <p>◎ 生涯学習課長 この会だけで、結論を出すのは難しいと考えている。又、ここ1・2年でできることでもない。 まずは現状を知っていただくことが必要であり、この会を一つの足掛かりとして、次に繋げて行きたい。 委員の人数も含め、今回提案した要綱の内容で始めさせていただきたい。</p> <p>◎ 地主園委員 色々な意見を聞いて、経緯がわかるような会にして欲しい。</p> <p>◎ 教育長 他に質疑はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 米澤委員 この会をきっかけに、という事ですので、今後に期待して賛成します。</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 教育長 他に討論はございませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第7号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決める方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第7号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(8) 議案第8号 令和4年度一般会計補正予算(第10号)について(教育費)</p>	<p>◎ 教育長 議案第8号一般会計補正予算(第10号)について事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 各課長 議案第8号一般会計補正予算(第10号)について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第8号について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第8号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決める方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第8号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(9) 議案第9号 令和5年度一般会計当初予算について(教育費)</p>	<p>◎ 教育長 議案第9号一般会計当初予算(教育費)について事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 各課長 議案第9号一般会計当初予算(教育費)について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第9号について、質疑はございませんか?</p> <p>◎ 川畑委員 高齢者学級を担当する会計年度任用職員について、これまで3地区公民館にいた社会教育指導員はどうなっていますか?</p> <p>◎ 生涯学習課長 現在、社会教育指導員の設置要綱は廃止となっています。 高齢者学級については、社会教育係で担当しており、専属で担当する会計年度任用職員を新規でお願いするところです。</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 教育長 他に質疑はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第9号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決める方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第9号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(11) 議案第10号 曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について</p> <p>(12) 議案第11号 曾於市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について</p>	<p>◎ 教育長 議案第10号曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてと、議案第11号曾於市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定については、関連がありますので一括して事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 生涯学習課長 議案第10号曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、を説明します。 (資料により説明)</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 教育総務課長 議案第11号曾於市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定について (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第10号、第11号について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 採決は1件ずつ行います。 議案第10号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決する方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第10号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>◎ 教育長 続けて議案第11号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決する方は挙手をお願いします。</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第11号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(12) 議案第12号 曾於市学校給食費負担 軽減補助金交付要綱の一 部改正について</p>	<p>◎ 教育長 議案第12号曾於市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 教育総務課長 議案第12号曾於市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部改正について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第12号について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第12号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決する方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 教育長 全員賛成により議案第12号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(13) 議案第13号 曾於市心の教室相談員設置要綱の廃止について</p>	<p>◎ 教育長 議案第13号曾於市心の教室相談員設置要綱の廃止について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 教育総務課長 議案第13号曾於市心の教室相談員設置要綱の廃止について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第13号について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第13号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決する方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第13号は原案の通り可決することに決しました。</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
<p>(15) 議案第14号 曾於市青少年交流事業補助金等交付要綱の制定について</p>	<p>◎ 教育長 議案第14号曾於市青少年交流事業補助金等交付要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 教育総務課長 議案第14号曾於市青少年交流事業補助金等交付要綱の制定について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第14号について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 川畑委員 応募者の見込みがありますか？</p> <p>◎ 生涯学習課長 これまでの体験型ではなく、交流事業であり、内容を工夫し参加したいと思えるようにしたい。</p> <p>◎ 米澤委員 第3条の「市内在住または出身」とある出身のとらえ方は？</p> <p>◎ 生涯学習課長 市外の高校に進学している高校生を想定しているが、市外の中学校に通っている生徒も含まれる。 対象者についてはしっかり整理したい。</p> <p>◎ 川畑委員 出来るだけ参加費を抑えて参加しやすいようにしていただきたい。</p> <p>◎ 教育長 他に質疑はございませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第14号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決する方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第14号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(16) 議案第15号 曾於市チャレンジ・ザ・日本一研修事業補助金交付要綱の廃止について</p>	<p>◎ 教育長 議案第15号曾於市チャレンジ・ザ・日本一研修事業補助金交付要綱の廃止について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>◎ 教育総務課長 議案第15号曾於市チャレンジ・ザ・日本一研修事業補助金交付要綱の廃止について、を説明します。 (資料により説明)</p> <p>◎ 教育長 質疑に入ります。 議案第15号について、質疑はございませんか？</p> <p>◎ 委員全員 (質疑なし)</p> <p>◎ 教育長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 賛成反対の討論はありませんか？</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	<p>◎ 委員全員 (討論なし)</p> <p>◎ 教育長 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから議案第15号について採決いたします。 採決の方法については、曾於市教育委員会会議規則第24条に従い、挙手によって決めます。 本案を原案の通り決める方は挙手をお願いします。</p> <p>◎ 委員全員 (挙手)</p> <p>◎ 教育長 全員賛成により議案第15号は原案の通り可決することに決しました。</p>
<p>(10) 報告第2号 教育委員会による後援、共催について</p>	<p>◎ 教育長 次に報告第2号教育委員化による後援、共催について、報告してください。</p> <p>◎ 学校教育課長・生涯学習課長 報告第2号教育委員会による後援、共催について、報告します。 (資料にて説明)</p> <p>◎ 教育長 委員から質問はありますか？</p> <p>◎ 委員全員 (なし)</p>
<p>5 その他 ア 各課からの報告</p>	<p>◎ 教育長 その他、各課からの報告をお願いします。</p> <p>◎ 教育総務課長 曾於高校の交流事業について</p> <p>◎ 学校教育課長 R5年度の人事の作業について 入学式・卒業式について</p>

会 順	審 議 の 内 容 結 果 等
	◎ 生涯学習課長 吉井記念展について PTAと語る会について 女性大会について
イ 2月・3月の行事予定	◎ 教育長 2月・3月の行事予定についてお願いします。 ◎ 教育総務課長 (行事予定表にて説明)
ウ その他	◎ 教育長 その他について何かありませんでしょうか？
6 委員から提出された動議の討論等	◎ 教育長 委員から出された動議・討論はございません。
7 閉会	◎ 教育長 以上で、令和5年第2回定例教委員会を閉会いたします。 <div style="text-align: right;">14時20分閉会</div>

会議録の承認署名	
	<div style="text-align: center;"> <p>教育長 : _____</p> <p>委 員 : _____</p> </div>